

介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）

R6. 4. 1 改正

※赤字が改正箇所になります。

サービス種別		介護従前相当サービス	サービスA (基準緩和型)
訪問型	サービス提供時間	1回あたり45分～1時間程度 短時間型は20分以内	1回あたり45分～1時間程度
	従事者	訪問介護員（専門職）	雇用労働者
	実施方法	事業者指定	事業者指定（参入事業者は全て手続きが必要です）
	加算/減算	国が規定した訪問型サービスと同等	初回加算 200 単位 同一建物はサービス単価に記載
	人員基準	<input type="checkbox"/> 管理者：常勤・専従1名以上（兼務可） <input type="checkbox"/> サービス提供責任者（資格要件あり） <input type="checkbox"/> 従事者：常勤換算2.5人以上（資格要件あり）	<input type="checkbox"/> 管理者：専従1名（兼務可） <input type="checkbox"/> サービス提供責任者 <input type="checkbox"/> 従事者：必要数（資格要件：なし）
	サービス単価	標準的なサービス 1回 287 単位 20分～45分の生活援助 1回 179 単位 45分以上の生活援助 1回 220 単位 短時間の身体介護：163 単位 基準回数以上の場合は月上限単位	20分～45分の生活援助 1回 179 単位（同一建物 161） 45分以上の生活援助 1回 220 単位（同一建物 198） 1月あたりの上限単位あり
通所型	サービス提供時間	4～6時間（リハビリ特化型は1日2時間以上）	3時間以上
	従事者	専門職（それぞれに資格要件あり）	雇用労働者
	実施方法	事業者指定	事業者指定（参入事業者は全て手続きが必要です）
	加算/減算	国が規定した通所型サービスと同等	加算なし 同一建物の場合は 351 単位で請求
	人員基準	<input type="checkbox"/> 管理者：常勤・専従1名以上（兼務可） <input type="checkbox"/> 生活相談員：専従1名以上 <input type="checkbox"/> 看護職員：1名以上 <input type="checkbox"/> 機能訓練指導員：専従1名以上（看護職員との兼務可） <input type="checkbox"/> 介護職員：～15人専従1名以上 15人～専従0.2以上	<input type="checkbox"/> 管理者：専従1名（兼務可） <input type="checkbox"/> 従事者：～15人専従1名以上 15人～専従0.1以上 ※従事者は専従で、同一時間の介護給付サービスとの兼務はできない
	サービス単価	支援1・事業対象者：436 単位 支援2・事業対象者：447 単位 単位 基準回数以上の場合は月上限単位を使用	1回 390 単位 同一建物の場合は 351 単位 基準回数以上の場合は月上限単位を使用
注意事項		従前相当サービスと、基準緩和型サービスを同時に実施する場合は、従事者、実施場所を完全に分ける必要がある	